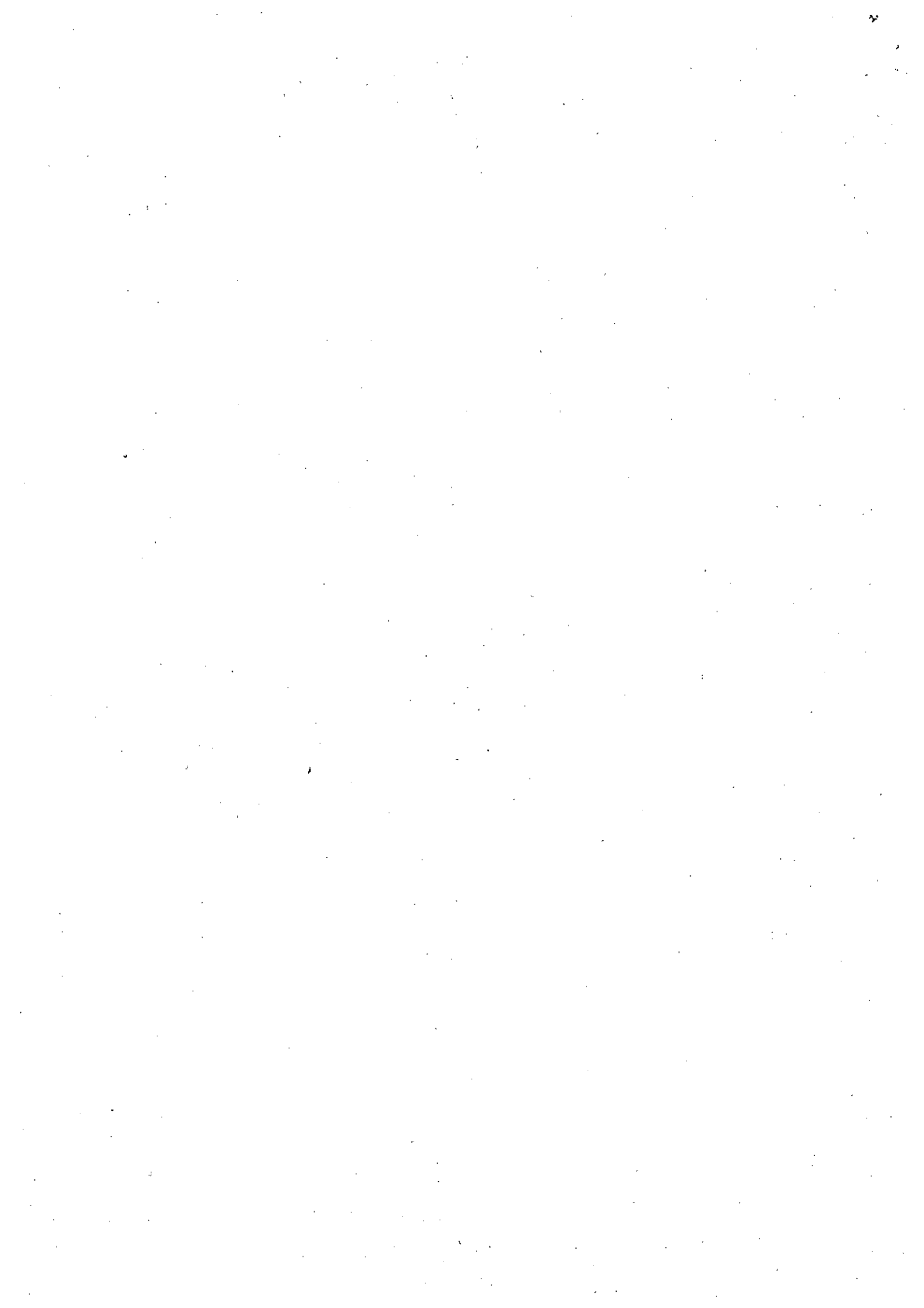


指定管理者の更新の方針について（公園施設）

目次	ページ
1 指定管理者更新施設一覧	
(1) 全体位置図	1
(2) 各施設の状況	1
2 公募予定施設	
(1) 指定までのスケジュール	2
(2) 施設の概要	2～8
(3) 指定管理者制度による効果の検証	8～12
(4) 次期指定管理者の選定方針について	12～13

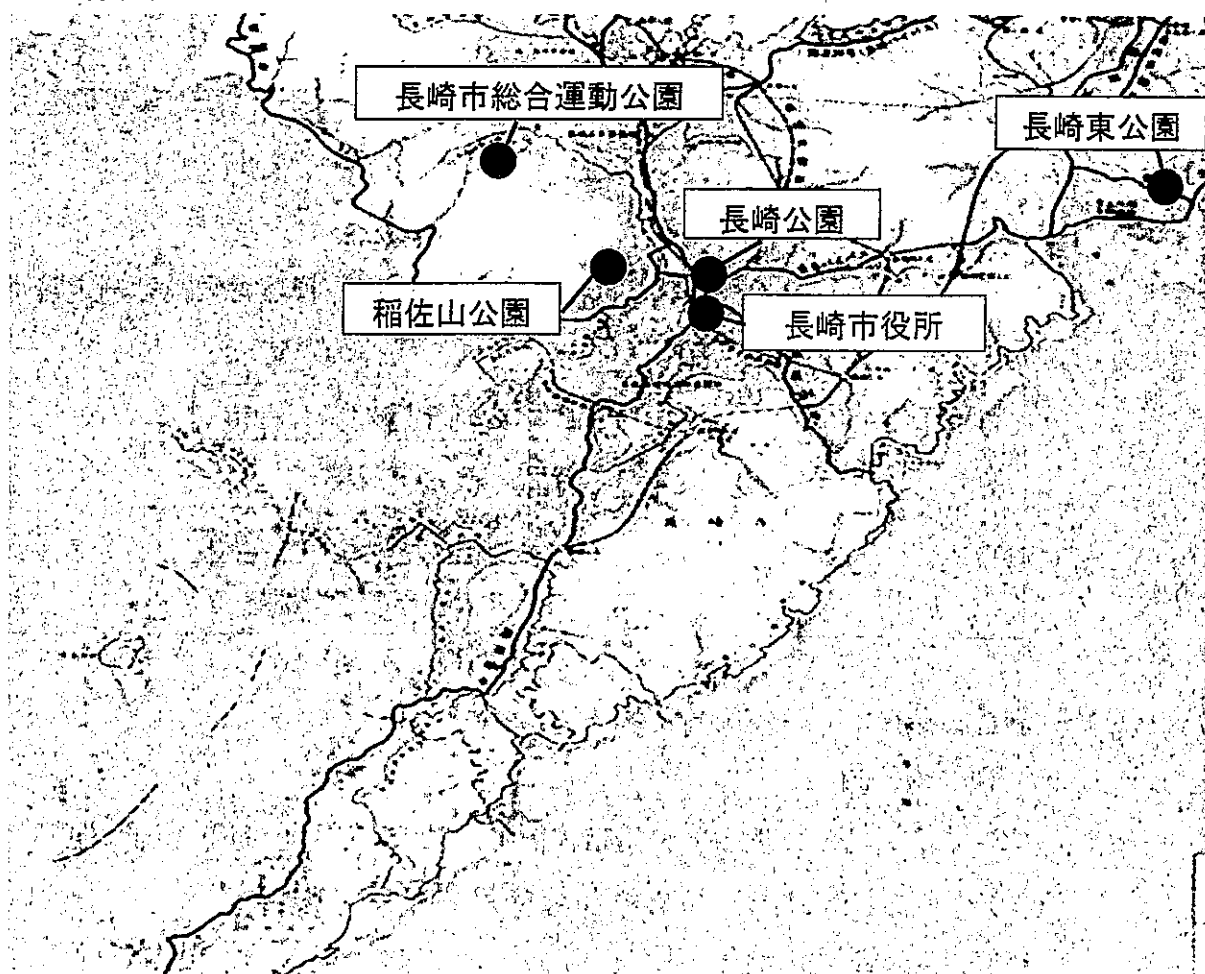
中央総合事務所
東総合事務所

令和元年6月



1 指定管理者更新施設一覧

(1) 全体位置図



(2) 各施設の状況

選定方法	施設名	設置根拠	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	稲佐山公園	長崎市都市 公園条例	(株)大和総業	平成27年 4月1日 ～ 令和2年 3月31日	中央総合事務所 地域整備1課
	長崎市総合 運動公園		(株)長崎消毒社		中央総合事務所 地域整備2課
	長崎公園		(株)松田久花園		東総合事務所 地域整備課
	長崎東公園		(株)西日本ビル サービス		

2 公募予定施設

(1) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和元年6月 令和元年8月 令和元年10月	6月議会	更新の方針の説明（所管事項調査） 指定管理者公募 公募締切 ・審査（指定管理者候補者選定審査会） ・候補団体の決定
令和元年11月	11月議会	指定管理者の指定 指定議案審査 債務負担行為の設定 補正予算議案審査

(2) 施設の概要

ア 稲佐山公園

(ア) 所在地 長崎市稲佐町、大浜町、水の浦町、淵町他

(イ) 設置年月日 昭和26年4月26日

(ウ) 設置目的

長崎市の中心市街地の西側に位置する稲佐山を中心に、周辺を総合公園として開設し、市民の潤いと憩いの場として、また長崎の夜景を楽しむ場として整備された公園である。

(エ) 主な施設内容

開設区域面積	約 92.8ヘクタール
施設内容	有料施設 展望台多目的ホール、野外ステージ、展望台駐車場
	無料施設 猿舎・鹿放牧場、ドッグラン、野外ステージ前広場、旧音楽堂、草スキー場広場、鉢巻山展望台、遊具広場
	許可施設 稲佐山公園売店、展望台レストラン
	その他施設 中腹駐車場、管理事務所等

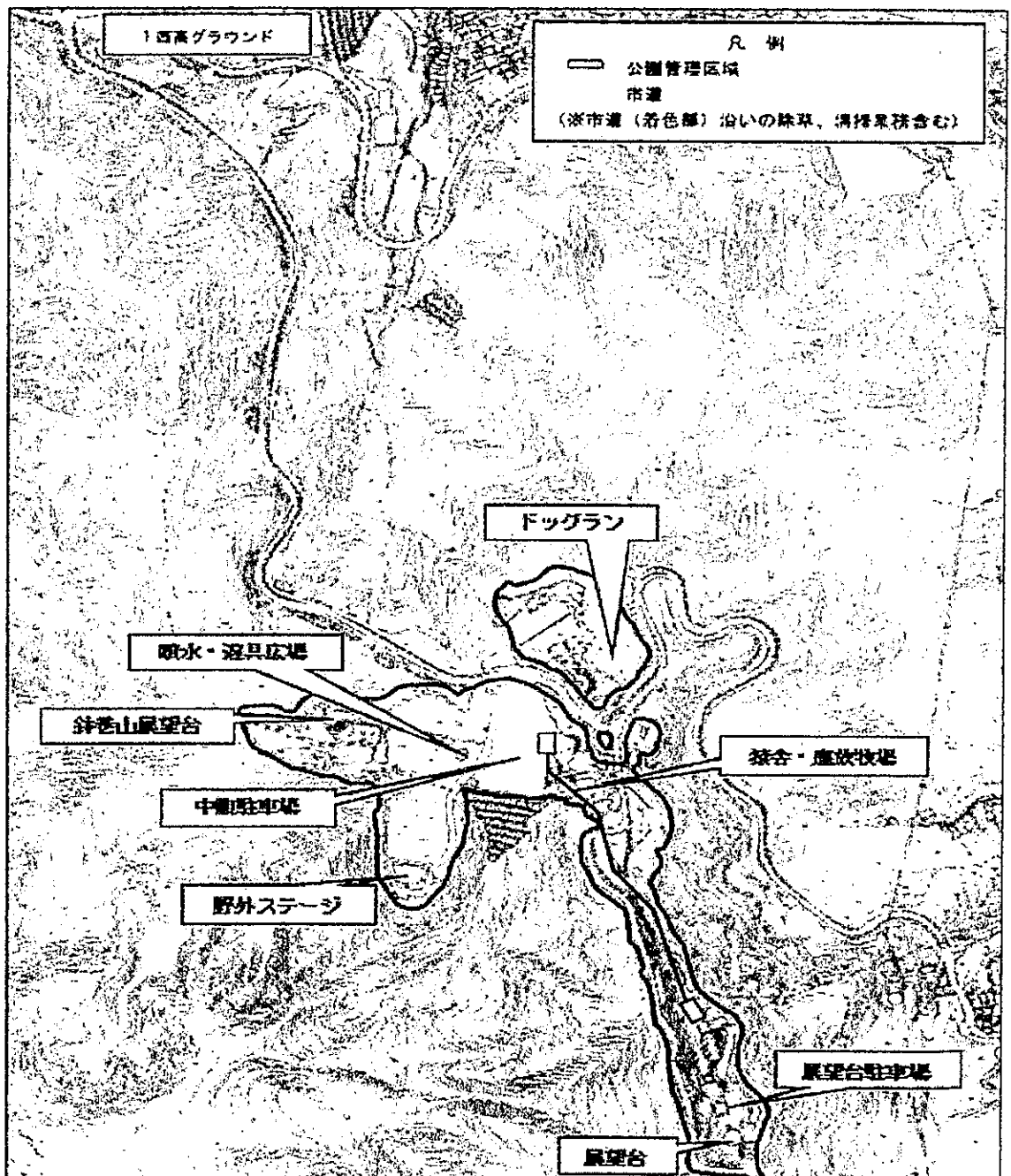
(オ) 開館時間の承認の基準

施設名	期間	利用時間
展望台多目的ホール	通年	午前9時から午後10時まで
野外ステージ	1月4日から 12月28日まで	午前9時30分から午後9時まで
展望台駐車場	通年	午前0時から午後12時まで

(カ) 休館日の承認の基準

- ・ 野外ステージ 12月29日～1月3日
- ・ 展望台多目的ホール、展望台駐車場 休館日無し

(キ) 平面図



イ 長崎市総合運動公園

(ア) 所在地 長崎市柿泊町、小江町

(イ) 設置年月日 平成8年9月1日

(ウ) 設置目的

大規模な競技会の開催が可能な高規格・高水準のスポーツ施設、市民が気軽に利用できるレクリエーション施設を有する、全市的なスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての公園である。

(エ) 主な施設内容

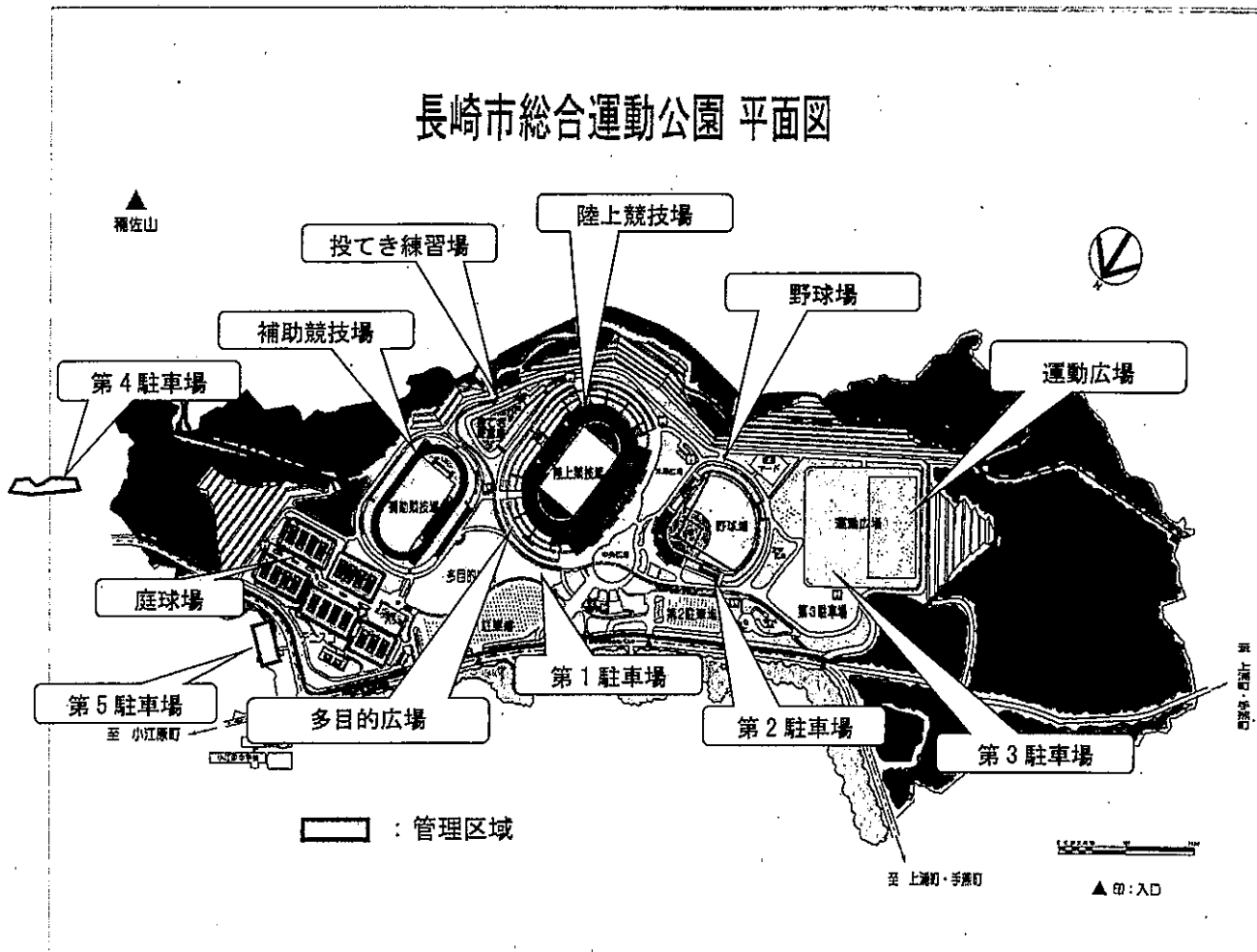
開設区域面積		約 43.8 ヘクタール
施設内容	有料施設	陸上競技場、補助競技場、野球場、庭球場、 投てき練習場
	無料施設	運動広場、ちびっこ広場、多目的広場
	その他施設	駐車場、管理事務所等

(オ) 開館時間の承認の基準

施設名	期間	利用時間
陸上競技場	通年	午前 8 時から午後 9 時まで
補助競技場	3 月、4 月、9 月	午前 8 時から午後 6 時まで
	5 月～8 月	午前 8 時から午後 7 時まで
	10 月～2 月	午前 8 時から午後 5 時まで
投てき練習場	3 月、4 月、9 月	午前 8 時から午後 6 時まで
	5 月～8 月	午前 8 時から午後 7 時まで
	10 月～2 月	午前 8 時から午後 5 時まで
野球場	3 月、4 月、9 月	午前 6 時から午後 6 時まで
	5 月～8 月	午前 6 時から午後 7 時まで
	10 月	午前 6 時から午後 5 時まで
	11 月～2 月	午前 8 時から午後 5 時まで
庭球場	通年	午前 8 時から午後 9 時まで

(カ) 休館日の承認の基準 12 月 29 日～1 月 3 日

(キ) 平面図



ウ 長崎公園

- (ア) 所在地 長崎市上西山町、立山1丁目、西山本町 他
- (イ) 設置年月日 昭和34年7月22日
- (ウ) 設置目的

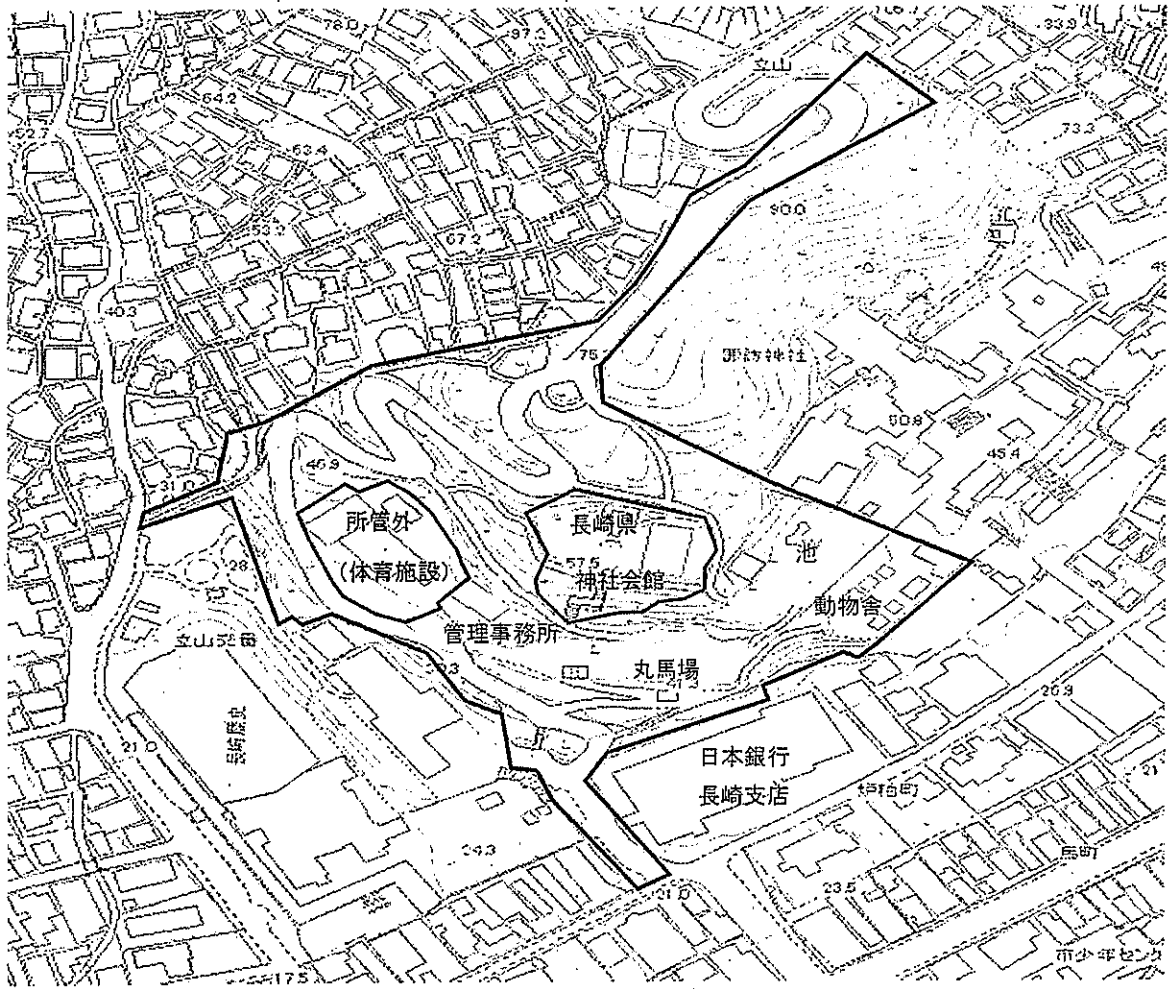
江戸時代に建立された諏訪神社に隣接し明治6年1月に太政官布16号の配布により公園に制定され、以後、市民の憩いの場として公共福祉に寄与することを目的に整備を重ね、昭和34年7月22日に長崎市都市公園条例の制定に伴い、都市公園に指定された公園である。

(エ) 主な施設内容

動物広場、丸馬場、噴水池、管理事務所、遊具、記念碑、公園便所

- (オ) 開館時間の承認の基準 動物舎：午前9時30分～午後5時
- (カ) 休館日の承認の基準 休館日なし

(キ) 平面図



エ 長崎東公園

(ア) 所在地 長崎市戸石町

(イ) 設置年月日 平成2年8月1日

(ウ) 設置目的

地域交流の推進を図るとともに公共福祉に寄与することを目的に開設した公園である。

(エ) 主な施設内容

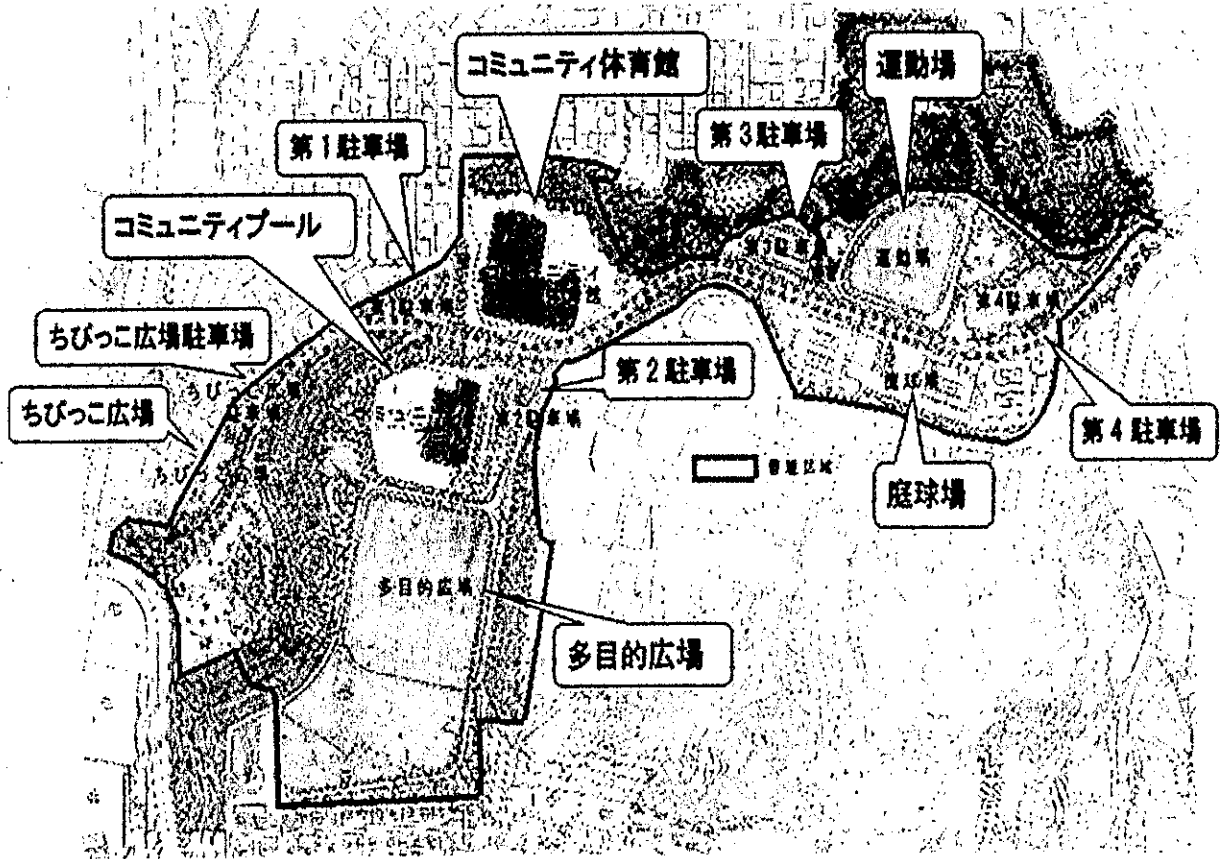
	面積	18.03ヘクタール
施設内容	有料公園施設	コミュニティ体育館（競技場・トレーニング室・浴室）
		運動場
		庭球場
		コミュニティプール
	無料公園施設	多目的広場
	その他施設	駐車場、ちびっこ広場

(オ) 開館時間の承認の基準

施設名		期間	利用時間
コミュニティ体育館	競技場（専用利用の場合）	通年	午前9時から 午後9時まで
	競技場（練習利用の場合）及びトレーニング室	通年	午前10時から 午後9時まで
	浴室	通年。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 毎週火曜日（その日が休日に当たるときは、その休日後最初の休日でない日）	正午から 午後7時まで
運動場		3月1日から 10月31日まで	午前6時から 午後9時まで
		11月1日から 翌年2月末日まで	午前8時から 午後9時まで
庭球場		通年	午前8時から 午後9時まで
コミュニティプール		7月20日（その日が月曜日にあたるときは7月19日）から8月31日（その日が土曜日にあたるときは9月1日）まで	午前9時から 午後8時まで
		9月1日（その日が日曜日にあたるときは9月2日）から翌年7月19日（その日が日曜日にあたるときは翌年7月18日）まで	午後1時から午後8時まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は、午前10時から午後8時まで）

(カ) 休館日の承認の基準 12月29日～1月3日

(キ) 平面図



(3) 指定管理者制度による効果の検証

ア 稲佐山公園

(ア) 利用者の推移

(単位：人)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
利用人数	563,733	590,710	605,501	606,811

(イ) 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	62,643	59,510	55,752	54,499

※修繕に係る委託料を除く

(ウ) 利用料金収入

(単位：千円)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	13,106	10,229	10,929	9,724

(エ) 主なサービス向上策

- ・手ぶらで訪れた公園利用者でも楽しく公園を利用できるように車椅子、ベビーカー、日よけテント、パラソルを準備し、貸し出しを行った。
- ・ホームページにより、つつじや桜の開花状況及びシャトルバスの運行状況等をリアルタイムでお知らせした。
- ・公園来場者向けに動物餌の販売を行った。

(オ) 評価

- ・アンケートにおいて、施設の清潔感やスタッフの対応に満足度が高かった。また、ホームページで有料施設の呼びかけや、イベント情報を短期間で更新しており、PRに積極的な取組みがなされている。

イ 長崎市総合運動公園

(ア) 利用者の推移

(単位：人)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
利用人数	298,684	305,605	288,911	286,818

(イ) 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	77,720	76,644	77,151	78,120

※修繕に係る委託料を除く

(ウ) 利用料金収入

(単位：千円)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	27,235	28,403	27,161	27,802

(エ) 主なサービス向上策

- ・実業団チーム(MHPS)や長崎市体育協会と連携して、学生・学童を対象とした野球教室、陸上競技大会を開催し、学習機会を提供した。
- ・市内のホテル・旅館・旅行代理店等と連携し、ホームページ、ツイッター

一をとおして空き施設の効率的なお知らせを行うことで、大学を中心とした合宿・キャンプの実施判断がスムーズにできるようになった。

- ・長崎市テニス協会と長崎市ソフトテニス連盟と調整し、予約分の取り消しを大会2日前から1週間前に見直しを行ったことで、一般開放の機会を増やすことができた。

(オ) 評価

- ・天然芝を良好な状態に維持していることで、日本陸上競技連盟や利用者の評価も高く、スコットランドのラグビーチーム、サッカーJ1チーム、なでしこジャパンといったプロチームの利用につながっている。
- ・事業計画書には、「総合運動公園管理のテーマ及び基本的な考え方」として、「市民の生涯スポーツと健康づくりに貢献し、憩いの場を提供する」とあるが、アンケートの結果では「整備状況が良く使いやすい」「利用する際の従業員のサービスが良い」等と好評を得て、集計としては「大変よい」「よい」で54%、「ふつう」まで含めると全体の86%を占め、利用しやすい環境づくりができています。
- ・庭球場の一般開放の機会を増やすことで、利用者の利便性向上に寄与している。

ウ 長崎公園

(ア) 利用者の推移

(単位：人)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
利用人数	—	—	99,198	97,322

※平成28年12月にカウンターを設置

(イ) 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	23,636	22,761	22,264	21,898

※修繕に係る委託料を除く

(ウ) 利用料金収入

有料施設がないため利用料金制度適用なし。

(エ) 主なサービス向上策

- ・公園来場者向けに動物餌の販売を行った。
- ・新たな動物を飼育展示したり、動物広場でクリスマスイベントを行った。
- ・うさぎの餌やり体験を火曜日と木曜日に実施していたが、市民の声を受けて、火曜日と土曜日に実施するようにした。

(オ) 評価

- ・動物広場の利用の活性化につながるような自主事業が積極的に実施されている。
- ・公園利用者のアンケートの結果では、「満足」「どちらかという満足」で65%、「普通」まで含めると全体の83%を占め、魅力ある公園環境を整えることができている。

エ 長崎東公園

(ア) 利用者の推移

(単位：人)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
利用人数	175,794	176,216	179,694	179,683

(イ) 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	84,694	83,732	83,509	83,286

※修繕に係る委託料を除く

(ウ) 利用料金収入

(単位：千円)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	24,076	25,505	25,822	24,867

(エ) 主なサービス向上策

- ・東長崎地区の高齢者を対象として、健康増進と介護予防のため、栄養改善、健康体操、体力測定等の講座を組み合わせた、介護予防教室「お達者健康塾」を開催して、利用者の拡大を図り地域の福祉に寄与している。
- ・道路環境美化活動（「道路アダプト活動」）として、地域の道路の草刈りや清掃等を行うとともに、戸石牧島海岸漂着物清掃作業にも参加するなど、地域環境の美化に貢献している。
- ・東公園登山教室を開催し、初級者・中級者の体力に応じた山登りのサポートを行っており、参加者数を大きく増やしている。また、体力づくりのため、登山参加者のトレーニング室利用も増加している。
- ・空スペースを活用して、ボルダリングウォールを設置した。ボルダリングは、屋内型のスポーツ施設として、幅広い年齢層の利用が可能であり、施設の利用の拡大につながっている。

(オ) 評価

- ・窓口アンケートの集計結果では、おおむね、利用者から良好な評価を得ており、利用者からの要望事項については、対応可能なものについては迅速に対応している。
- ・また、地域に根差した活動にも積極的に取り組んでおり、広い年齢層に対応した講座等を開設して、施設利用の拡大が図られている。全体として、円滑な管理運営がなされているものと評価する。

(4) 次期指定管理者の選定方針について

ア 稲佐山公園

- | | |
|--------------|---------------------|
| (ア) 現在の指定管理者 | 株式会社 大和総業 |
| (イ) 現在の指定期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日 |
| (ウ) 次期指定期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日 |
| (エ) 選定方法 | 公募 |

公募にあたっては、稲佐山全体の活性化を図るため、現在指定管理者制度を導入している稲佐山公園及び、新たに公園施設として整備を行っているスロープカー並びに、同じく更新時期を迎える長崎ロープウェイをグループ化して公募を行う。

- (オ) 利用料金制 導入

イ 長崎市総合運動公園

- | | |
|--------------|---------------------|
| (ア) 現在の指定管理者 | 株式会社 長崎消毒社 |
| (イ) 現在の指定期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日 |
| (ウ) 次期指定期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日 |
| (エ) 選定方法 | 公募 |
| (オ) 利用料金制 | 導入 |

ウ 長崎公園

- | | |
|--------------|---------------------|
| (ア) 現在の指定管理者 | 株式会社 松田久花園 |
| (イ) 現在の指定期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日 |
| (ウ) 次期指定期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日 |
| (エ) 選定方法 | 公募 |
| (オ) 利用料金制 | 有料施設がないので適用できない |

エ 長崎東公園

- | | |
|--------------|------------------------|
| (ア) 現在の指定管理者 | 株式会社 西日本ビルサービス |
| (イ) 現在の指定期間 | 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで |
| (ウ) 次期指定期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |
| (エ) 選定方法 | 公募 |
| (オ) 利用料金制 | 導入 |